

資 料 編

〔 3 〕

その他参考資料

○山村振興法

(昭和四十年五月十一日法律第六十四号)

最終改正：令和七年三月三十一日法律第十一号

(目的)

第一条 この法律は、農林水産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、地球温暖化の防止、良好な景観の形成、文化の伝承等に重要な役割を担っている山村の産業基盤及び生活環境の整備等の状況に鑑み、山村の振興に関し、基本理念を定め、その目標及び国等の責務を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村の自立的かつ持続的な発展を促進し、山村における地域の特性を生かした産業の成長発展等による経済力の培養と住民の福祉の向上並びに山村への移住、山村における定住等及び地域間交流の促進並びに山村における人口の著しい減少の防止を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「山村」とは、林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない山間地その他の地域で政令で定める要件に該当するものをいう。

(基本理念)

第二条の二 山村の振興は、山村の有する農林水産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、地球温暖化の防止、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面にわたる機能（以下「山村の有する多面的機能」という。）が十分に発揮され、国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるよう、山村における農林水産業の生産活動及び農業者その他の地域住民による山村の有する多面的機能の発揮に資する共同活動の継続を図るとともに、森林等の保全を図ることを旨として、行われなければならない。

2 山村の振興は、山村における持続可能な地域社会の維持及び形成がなされるよう、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業の機会の創出、住民の福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成並びに山村への移住並びに山村における定住及び特定居住（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第二条第一項第一号ハに規定する特定居住をいう。以下同じ。）並びに地域間交流の促進を図ることを旨として、行われなければならない。

(山村振興の目標)

第三条 山村の振興は、前条の基本理念（次条第一項及び第五条第一項において単に「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる目標に従って推進されなければ

ならない。

- 一 道路その他の交通施設等の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保を図ることにより、山村とその他の地域及び山村内の交通の機能を確保し及び向上させること。
- 一の二 通信施設の整備等を図ることにより、山村におけるデジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会をいう。以下同じ。）の形成を促進すること。
- 二 農道、林道、牧道等の整備、電力施設の整備等を図ることにより、土地、森林、水等の未利用資源を開発すること。
- 三 農林水産業の生産性の向上、農業生産の基盤及び林業生産の基盤の整備及び保全、農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び販売業等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進等を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大すること。
- 四 砂防設備、保安林、地すべり防止施設その他の国土保全施設の整備、防災体制の強化等を図ることにより、水害、風害、雪害、林野火災等の災害を防除すること。
- 五 学校、診療所、公民館等の教育、厚生及び文化に関する施設の整備、医療の確保、介護サービス及び障害福祉サービスの確保、高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進、子育て環境の確保、教育環境の整備、集落の整備、生活改善、労働条件の改善等を図ることにより、住民の生活の安定と福祉の向上を図ること。
- 六 山村への移住並びに山村における定住及び特定居住の促進、地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等を図ることにより、多様な人材を確保し及び育成すること。

（国の責務）

- 第四条 国は、基本理念にのっとり、前条の目標を達成するため、山村の振興のために必要な施策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。
- 2 国は、山村の振興のために必要な事業の実施に関し、国の負担又は補助に係る事業に対する負担又は補助についての条件の改善、地方公共団体の財源の確保、資金の融通の適正円滑化その他財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう配慮するとともに、国有林野の積極的活用その他適切な施策の確立及び拡充に努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

- 第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、第三条の目標を達成するため、その地域の特性に応じて、山村の振興のために必要な事業が円滑に実施されるように努めなければならない。
- 2 都道府県は、山村の振興のため、市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する必要な情報の提供その他の援助を行うように努めなければならない。

(調査)

第六条 政府は、振興山村の指定及び振興山村の振興に関する基本的な指針の勧告のため必要な調査を行わなければならない。

- 2 前項の調査は、予算の範囲内において、振興の緊要度が高いと認められる山村から順次行うものとする。

(振興山村の指定)

第七条 主務大臣は、都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、国土審議会の意見を聴いて、山村振興に関する計画を作成しこれに基づいてその振興を図ることが必要かつ適当である山村を振興山村として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、振興山村の指定を受けようとするときは、当該山村の区域を管轄する市町村長に協議し、政令で定めるところにより、主務大臣に申請書を提出しなければならない。
- 3 第一項の規定による振興山村の指定は、前条第一項の規定により行う調査の結果に基づいてしなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の規定により振興山村の指定をするときは、その旨及び当該振興山村の区域を官報で公示しなければならない。

(山村振興基本方針)

第七条の二 都道府県は、当該都道府県における振興山村の振興に関する基本方針（以下「山村振興基本方針」という。）を定めることができる。

- 2 山村振興基本方針は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項
 - 二 交通体系の整備に関する基本的な事項
 - 二の二 山村におけるデジタル社会の形成の促進のための施策に関する基本的な事項
 - 三 農林水産業の生産性の向上、農業生産の基盤及び林業生産の基盤の整備及び保全、農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び販売業等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進等産業の振興のための施策に関する基本的な事項
 - 三の二 防災体制の強化のための施策に関する基本的な事項
 - 四 医療の確保、介護サービス及び障害福祉サービスの確保、高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進、子育て環境の確保、教育環境の整備、生活改善、労働条件の改善等のための施策に関する基本的な事項
 - 五 施設及び集落の整備に関する基本的な事項
 - 六 山村への移住並びに山村における定住及び特定居住の促進、地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等のための施策に関する基本的な事項
- 3 山村振興基本方針は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）の規定による国土形成計画その他法令の規定による地域振興に関する計画並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第八号に掲げる防災基本計画、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第十条第一項に規定する国土強靱化基

本計画及び水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）第十三条第一項に規定する水循環基本計画との調和について適切な考慮が払われたものでなければならない。

- 4 都道府県は、山村振興基本方針を作成するに当たっては、振興山村を広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れるよう配慮しなければならない。
- 5 都道府県は、山村振興基本方針を定めたときは、直ちに、主務大臣にこれを提出しなければならない。
- 6 主務大臣は、前項の規定により山村振興基本方針の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 7 前二項の規定は、山村振興基本方針の変更について準用する。

（山村振興計画）

第八条 第七条第一項の規定により振興山村の指定があつたときは、当該振興山村の区域を管轄する市町村（以下「振興山村市町村」という。）は、山村振興基本方針に基づき、当該振興山村に係る山村振興に関する計画（以下「山村振興計画」という。）を作成することができる。この場合においては、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

- 2 山村振興計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 振興の基本方針

二 交通体系の整備に関する事項

二の二 山村におけるデジタル社会の形成の促進のための施策に関する事項

三 農林水産業の生産性の向上、農業生産の基盤及び林業生産の基盤の整備及び保全、農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び農林水産物等販売業（振興山村において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。）等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進等産業の振興のための施策に関する事項

三の二 防災体制の強化のための施策に関する事項

四 医療の確保、介護サービス及び障害福祉サービスの確保、高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進、子育て環境の確保、教育環境の整備、生活改善、労働条件の改善等のための施策に関する事項

五 施設及び集落の整備に関する事項

六 山村への移住並びに山村における定住及び特定居住の促進、地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等のための施策に関する事項

- 3 山村振興計画には、前項第三号に掲げる事項に関し、当該振興山村の区域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、観光の振興その他の産業の振興のための施策の促進に関する事項（以下「産業振興施策促進事項」という。）を記載することができる。

- 4 産業振興施策促進事項は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 産業の振興のための施策を促進する区域（以下「産業振興施策促進区域」という。）

二 地域資源を活用する製造業（振興山村において生産されたものを原料又は材

料とする製造又は加工の事業をいう。)、農林水産物等販売業その他の当該産業振興施策促進区域において振興すべき業種

三 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容及び実施主体に関する事項

四 産業の振興のための施策の促進に係る期間

5 前項各号に掲げるもののほか、山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一 産業振興施策促進事項の目標

二 その他主務省令で定める事項

6 第四項第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 森林資源活用型地域活性化事業（産業振興施策促進区域において、林業者若しくは木材製造業を営む者（林業者若しくは木材製造業を営もうとする者又は林業者若しくは木材製造業を営む法人を設立しようとする者を含む。）又はこれらの者の組織する団体が、未利用又は利用の程度の低い森林資源を活用することにより、産業振興施策促進区域における産業の振興を図る事業をいう。以下この条及び第八条の六において同じ。）に関する事項

二 補助金等交付財産活用事業（補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業をいう。第八条の七において同じ。）に関する事項

7 振興山村市町村は、山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載しようとするときは、当該産業振興施策促進事項について、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

8 振興山村市町村は、山村振興計画に産業振興施策促進事項として第四項第三号に掲げる事項を記載しようとするときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

9 次に掲げる者は、振興山村市町村に対して、第一項の同意を得た当該振興山村市町村の山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載することを提案することができる。この場合においては、当該山村振興計画に即して、当該提案に係る産業振興施策促進事項の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 当該提案に係る産業振興施策促進事項として記載しようとする第四項第三号に規定する事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、同号の産業振興施策促進事項に関し密接な関係を有する者

10 前項の規定による提案を受けた振興山村市町村は、当該提案に基づき山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、産業振興施策促進事項を記載しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

11 主務大臣は、第七項の規定による協議があつた場合において、産業振興施策促進事項が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の同意をするものとする。

一 山村振興基本方針に適合するものであること。

二 産業振興施策促進事項の実施が産業振興施策促進区域における産業の振興及び雇用機会の拡充に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

四 森林資源活用型地域活性化事業に関する事項を記載した産業振興施策促進事項については、当該森林資源活用型地域活性化事業を実施しようとする者の当該森林資源活用型地域活性化事業に係る次に掲げる事項が記載されており、かつ、その事項が当該森林資源活用型地域活性化事業を確実に遂行するため適切なものであると認められること。

イ 森林資源活用型地域活性化事業の目標

ロ 森林資源活用型地域活性化事業の内容及び実施期間

ハ 森林資源活用型地域活性化事業の用に供する施設を整備しようとする場合にあっては、当該施設の種類及び規模

ニ 森林資源活用型地域活性化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

1 2 主務大臣は、山村振興計画に産業振興施策促進事項として第六項各号に掲げる事項が記載されている場合において、第七項の同意をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

1 3 主務大臣は、産業振興施策促進事項について第七項の同意をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

1 4 振興山村市町村は、山村振興計画を定めたときは、直ちに、主務大臣にこれを提出しなければならない。

1 5 主務大臣は、前項の規定により山村振興計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該山村振興計画（産業振興施策促進事項に係る部分を除く。）についてその意見を主務大臣に申し出ることができる。

（国等の援助）

第八条の二 国及び都道府県は、振興山村市町村に対し、山村振興計画の作成に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

（山村振興計画の変更）

第八条の三 振興山村市町村は、第八条第一項の同意を得た山村振興計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

2 第八条第十四項及び第十五項の規定は、前項の山村振興計画の変更について準用する。

3 第一項の場合において、当該変更が第八条第七項の同意を得た産業振興施策促進事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）を含むものであるときは、振興山村市町村は、当該産業振興施策促進事項の変更について、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 第八条第八項から第十三項までの規定は、前項の産業振興施策促進事項の変更について準用する。

(報告の徴収)

第八条の四 主務大臣は、第八条第七項の同意を得た産業振興施策促進事項が記載され、かつ、同条第一項の同意を得た山村振興計画に係る振興山村市町村（以下「特定振興山村市町村」という。）に対し、産業振興施策促進事項（産業振興施策促進事項の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

- 2 第八条第十二項に規定する関係行政機関の長は、特定振興山村市町村の山村振興計画に同条第六項各号に掲げる事項が記載されている場合には、当該特定振興山村市町村に対し、同項各号に規定する事業の実施の状況について報告を求めることができる。

(措置の要求)

第八条の五 主務大臣又は第八条第十二項に規定する関係行政機関の長は、特定振興山村市町村の山村振興計画に同条第六項各号に掲げる事項が記載されている場合において、同項各号に規定する事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、当該特定振興山村市町村に対し、当該事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

- 2 主務大臣は、特定振興山村市町村の山村振興計画に記載された産業振興施策促進事項が第八条第十一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該特定振興山村市町村に対し、当該産業振興施策促進事項の変更その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

(林業・木材産業改善資金助成法の特例)

第八条の六 振興山村市町村が、第八条第四項第三号に掲げる事項に森林資源活用型地域活性化事業に関する事項を記載した山村振興計画について、同条第一項及び第七項の同意（第八条の三第一項及び第三項の変更の同意を含む。次条において同じ。）を得たときは、林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項の林業・木材産業改善資金であつて、当該森林資源活用型地域活性化事業を実施しようとする者が当該森林資源活用型地域活性化事業を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）については、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

- 2 前項に規定する資金の据置期間は、林業・木材産業改善資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例)

第八条の七 振興山村市町村が、第八条第四項第三号に掲げる事項に補助金等交付財産活用事業に関する事項を記載した山村振興計画について、同条第一項及び第七項の同意を得たときは、同条第一項の同意の日（補助金等交付財産活用事業に関する事項の変更を含む山村振興計画の変更の場合にあつては、第八条の三第一項の変更の同意の日）において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

(農地法等による処分についての配慮)

第八条の八 国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、特定振興山村市町村の山

村振興計画に記載された産業振興施策促進区域内の土地を当該山村振興計画の産業振興施策促進事項に記載された事業の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該産業振興施策促進区域における産業の振興に資するため、当該処分が迅速に行われるよう適切な配慮をするものとする。

（中小企業者に対する配慮）

第八条の九 国及び地方公共団体は、特定振興山村市町村の山村振興計画に記載された産業振興施策促進区域において、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）が当該山村振興計画の産業振興施策促進事項に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとする。

（山村振興指針の勧告）

第九条 主務大臣は、山村振興基本方針の作成に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協議し、第三条の目標を達成するための当該都道府県における振興山村の振興に関する基本的な指針を定め、これを都道府県に勧告することができる。

2 第七条第三項の規定は、前項の基本的な指針の勧告について準用する。

（山村振興計画に基づく事業の助成等）

第十条 国は、山村振興計画に基づく事業が円滑に実施されるように、関係地方公共団体の財政事情等につき配慮して、助成その他必要な措置を講じなければならない。

2 国は、山村振興計画に基づく事業のうち、農林水産物等販売業の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保等による産業の振興に係る取組を推進する事業が効果的かつ安定的に実施されるよう、当該事業に主体的かつ積極的に取り組む振興山村市町村その他の者に対し、その実施に要する費用に対する助成その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、振興山村のうち自然的、経済的、社会的諸条件に特に恵まれず、かつ、産業基盤及び生活環境の整備の程度が著しく低いため振興の緊要度が高い振興山村に係る山村振興計画に基づく事業であつて当該振興山村の振興のために特に重要と認められるものについては、その円滑な実施が促進されるよう配慮するものとする。

（地方債についての配慮）

第十条の二 地方公共団体が山村振興計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（基幹道路の整備）

第十一条 振興山村における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道（振興山村とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道

並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む。)で政令で定める関係行政機関の長がその整備を図ることが特に緊要であると認めて指定するもの(以下この条において「基幹道路」という。)の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、山村振興基本方針及び山村振興計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

- 2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。)に代わつてその権限を行うものとする。
- 3 第一項の規定により都道府県が行う基幹道路の新設及び改築に係る事業(以下この条において「基幹道路整備事業」という。)に要する経費については、当該都道府県が負担する。
- 4 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を都道府県道又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道とみなす。
- 5 第三項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百十二号。以下この条において「負担特例法」という。)第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業(北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合(以下この条において「国の負担割合」という。)がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除く。)を同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。
- 6 北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する道県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、国は、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えるものにあつては第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えないものにあつては第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。
 - 一 北海道及び奄美群島の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合をこれらの区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特例法第三条第一項及び第二項の規定により算定した国の負担割合
 - 二 北海道及び奄美群島の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合

第十二条から第十六条まで 削除

(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け)

第十七条 株式会社日本政策金融公庫は、振興山村において農業(畜産業を含む。)・林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し、その者又は

その法人が農林水産省令で定めるところにより作成した農林漁業の経営改善又は振興のための計画であつて農林水産省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。

(地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保等)

第十七条の二 国及び地方公共団体は、振興山村における住民の自立した日常生活及び社会生活の確保並びに利便性の向上、振興山村内の交流及び振興山村とその他の地域との交流の促進等を図るため、地域旅客運送サービスの持続可能な提供及び物資の流通の確保について適切な配慮をするものとする。

(情報の流通の円滑化等)

第十八条 国及び地方公共団体は、振興山村における情報通信技術の利用の機会の他の地域との格差の是正、住民の生活の利便性の向上、農林水産業その他の産業の振興、地域公共交通の活性化及び再生、物資の流通の確保、医療及び教育の充実、都市等との地域間交流の促進等を図るとともに、振興山村におけるデジタル社会の形成に資するよう、情報の流通の円滑化、高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実及び先端的な情報通信技術の活用の推進について適切な配慮をするものとする。

(農林水産業その他の産業の振興)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、振興山村の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに生産、流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、振興山村の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切な配慮をするものとする。

(森林の整備及び保全の推進等)

第十八条の三 国及び地方公共団体は、振興山村における森林の適正な整備及び保全の推進等により山村の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の特性に応じた造林、保育及び伐採の計画的な推進並びに森林病虫害の駆除及びそのまん延防止並びに建築物等における木材の利用の促進について適切な配慮をするものとする。

(再生可能エネルギーの利用の推進)

第十八条の四 国及び地方公共団体は、振興山村において、その自然的特性を生かしたエネルギーを利用することが、その経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であることに鑑み、再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の再生可能エネルギーの利用の推進に当たっては、その利用が地域経済の発展に寄与することとなるよう適切な配慮をするものとする。

(就業の促進)

第十八条の五 国及び地方公共団体は、振興山村の住民及び振興山村への移住又は振興山村における定住若しくは特定居住をしようとする者の振興山村における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上（高齢者を対象とするものを含む。）のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(防災に関する施策の推進)

第十八条の六 国及び地方公共団体は、山村が厳しい自然条件の下にあること及び国土強靱化（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第一条の国土強靱化をいう。）の観点を踏まえ、災害を防除し及び軽減するため、並びに災害が発生した場合において住民が孤立し、及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されることを防止するため、振興山村において、次に掲げる事項その他の防災に関する施策の推進及びその実効性の確保について適切な配慮をするものとする。

- 一 道路等の交通施設、水道、下水道等の供給施設及び処理施設、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備
- 二 防災上必要な教育及び訓練の実施
- 三 被災者の救難、救助その他の保護、施設及び設備の応急の復旧、緊急輸送の確保その他の災害応急対策並びに災害復旧を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化

(感染症が発生した場合等における住民の生活の安定等)

第十八条の七 国及び地方公共団体は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症が発生した場合等においても、振興山村の住民が他の地域の住民とできる限り同様の生活の安定及び福祉の向上に係るサービスを楽しむよう適切な配慮をするものとする。

(医療の確保)

第十九条 国及び地方公共団体は、振興山村における医療を確保するため、無医地区に関し、診療所の設置、定期的な巡回診療、保健師の配置、振興山村に係る遠隔医療（振興山村の住民等又は医療機関等と当該振興山村の区域内又は区域外の医療機関等との間で高度情報通信ネットワーク及び情報通信機器を用いて行われる医療をいう。次項において同じ。）の実施及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む。同項において同じ。）の整備等の事業が実施されるよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、振興山村の無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師の確保、定期的な巡回診療、保健師の配置、振興山村に係る遠隔医療の実施及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制の整備等により当該地区における医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(介護給付等対象サービス等及び障害福祉サービス等の確保等)

第十九条の二 国及び地方公共団体は、振興山村における介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に基づく福祉サービス（以下この項において「介護給付等対象サービス等」という。）の確保及び充実に資するため、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保及び当該者の負担の軽減に資する機器等の導入、介護施設の整備並びに提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実に資するものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、振興山村における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第十九項に規定する相談支援並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の十九第一項に規定する障害児通所支援等（以下この項において「障害福祉サービス等」という。）の確保及び充実に資するため、障害福祉サービス等に従事する者の確保、障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等の整備及び提供される障害福祉サービス等の内容の充実に資するものとする。

(高齢者の居住用施設及び児童福祉施設の整備等)

第二十条 国及び地方公共団体は、振興山村における高齢者の福祉の増進を図るため、高齢者の居住の用に供するための施設の整備等について適切な配慮をするものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、振興山村における児童の福祉の増進及び子育て環境の確保を図るため、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（前条第二項に規定する障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等に該当するものを除く。）の整備等について適切な配慮をするものとする。

(保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減)

第二十条の二 国及び地方公共団体は、振興山村と他の地域との間の保健医療サービス、介護サービス及び保育サービスを受けるための条件の格差の是正を図るため、振興山村における住民がこれらのサービスを受けるための住民の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

(地域文化の振興等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、山村において伝承されてきた建造物その他の有形の文化的所産及び演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産、山村における年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能等、山村における城跡その他の遺跡並びに山村の風土等により形成された景観地の保存及び活用並びにこれらの担い手の育成について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、山村における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

(鳥獣被害の防止等)

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、振興山村における住民の安全の確保その他の生活環境の保全、農林水産業の振興等を図るため、鳥獣の捕獲、防護柵の設

置等による鳥獣による被害の防止並びにこれらに寄与する人材の育成及び確保について適切な配慮をするものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、捕獲した鳥獣を地域における資源として有効に活用することができるよう、その食品等としての利用の促進について適切な配慮をするものとする。

（教育環境の整備）

第二十一条の三 国及び地方公共団体は、振興山村に居住する子どもの就学に係る負担の軽減に資するよう、通学に対する支援を行う等山村における教育環境の整備について適切な配慮をするものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、子どもの心身の健やかな成長に資するため、振興山村の区域の内外に居住する子どもが、豊かな自然環境や伝統文化等を有する山村の特性を生かした教育を受けられるよう、適切な配慮をするものとする。

（移住等の促進に資する生活環境の整備）

第二十一条の四 国及び地方公共団体は、振興山村への移住並びに振興山村における定住及び特定居住並びに振興山村における持続可能な地域社会の維持及び形成の促進に資するため、住宅等の整備（空家の活用によるものを含む。）、水の確保、汚水及び廃棄物の処理、振興山村において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する地域的な共同活動への支援その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

（移住又は特定居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進）

第二十一条の五 国及び地方公共団体は、振興山村への移住及び振興山村における特定居住の促進を図るため、振興山村への移住又は振興山村における特定居住をしようとする者への情報の提供、便宜の供与その他の振興山村への移住又は振興山村における特定居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進について適切な配慮をするものとする。

（都市等と山村の交流の促進等）

第二十一条の六 国及び地方公共団体は、山村における森林及び農林水産業、山村の有する多面的機能等を含め山村に対する国民の理解と関心が深まるよう努めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため余暇を利用した山村への滞在の機会を提供する事業活動の促進その他の都市等と山村との間の交流の促進、公衆の保健又は教育のための森林の利用の促進等について適切な配慮をするものとする。

（地域社会の担い手となる人材の育成等）

第二十一条の七 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ山村の自立的かつ持続的な発展が図られるよう、地域社会の担い手となる人材の育成並びに年齢、性別等にかかわらず、多様な住民、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、特定地域づくり事業協同組合（地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）第二条第三

項に規定する特定地域づくり事業協同組合をいう。)、事業者その他の山村との関わりを持つ者との間の緊密な連携及び協力を確保することについて適切な配慮をするものとする。

(自然環境の保全及び再生)

第二十一条の八 国及び地方公共団体は、振興山村における自然環境の保全及び再生(自然景観の保全を含む。)に資するための措置について適切な配慮をするものとする。

(規制の見直し)

第二十一条の九 国は、国が行う規制の見直しに関する提案の募集に応じてその全部又は一部の区域が振興山村である地方公共団体から提案があつたときは、山村の振興を図るため、振興山村の自然的経済的社会的諸条件及び地域社会への影響を踏まえ、当該提案に係る規制の見直しについて適切な配慮をするものとする。

(国土審議会の調査審議等)

第二十二条 国土審議会は、主務大臣又は主務大臣以外の関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 国土審議会は、前項に規定する事項に関し国土交通大臣、総務大臣若しくは農林水産大臣又はこれらの大臣以外の関係各大臣に意見を述べることができる。

(主務大臣等)

第二十三条 この法律における主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、令和十七年三月三十一日限りその効力を失う。

○山村振興法施行令

(昭和四十年十月一日政令第三百三十一号)

最終改正：令和三年九月二十五日政令第二六一号

内閣は、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第二条、第七条第二項及び第八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（山村）

第一条 山村振興法（以下「法」という。）第二条に規定する政令で定める要件に該当するものは、昭和二十五年二月一日における市町村の区域（同日後において当該区域の全部又は一部について市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合（当該区域がそのまま他の市町村の区域となつた場合を除く。）にあつては、主務省令で定める区域。以下「旧市町村の区域」という。）で次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- 一 旧農林業センサス規則（昭和三十四年農林省令第三十六号）に基づく林業調査の結果による当該旧市町村の区域に係る林野率が〇・七五以上で、かつ、当該調査の結果による当該旧市町村の区域に係る総人口（主務省令で定める旧市町村の区域にあつては、主務省令で定める方法により算定した人数）を当該旧市町村の区域に係る総土地面積で除して得た数値が一・一六未満であること。
- 二 当該旧市町村の区域の自然的条件若しくは社会的条件又は当該旧市町村の区域の属する市町村の財政事情により当該旧市町村の区域に係る法第三条各号に規定する施設（以下「施設」という。）の整備が十分に行われていないため、当該旧市町村の区域における経済力の培養及び住民の福祉の向上が阻害されていること。

（申請書の記載事項）

第二条 法第七条第二項に規定する申請書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 区域
- 二 振興の基本構想
- 三 自然的条件及び社会的条件
- 四 産業の現況
- 五 施設の現況
- 六 市町村の財政事情

（林業・木材産業改善資金の償還期間等の特例）

第三条 法第八条の六第一項の政令で定める期間は、十二年以内とする。

2 法第八条の六第二項の政令で定める期間は、五年以内とする。

（都道府県貸付金の貸付けの条件の基準の特例）

第四条 法第八条の六第一項に規定する資金に係る都道府県貸付金（林業・木材産業改

善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第百三十一号）第七条第一項に規定する都道府県貸付金をいう。）についての同令第七条第一項の規定の適用については、同項第一号中「四年」とあるのは、「六年」とする。

（基幹道路の指定等）

第五条 法第十一条第一項に規定する関係行政機関の長は、市町村道については国土交通大臣、市町村が管理する農道、林道及び漁港関連道については農林水産大臣とする。

2 都道府県は、法第十一条第一項の規定により市町村道の新設又は改築に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。

3 法第十一条第二項の規定により都道府県が市町村道の道路管理者に代わつて行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものとする。

4 前項に規定する都道府県が代わつて行う権限は、第二項前段の規定により告示された工事の開始の日から同項後段の規定により告示された当該工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十四号、第三十二号又は第三十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かななければならない。

6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占有指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占有指針の策定に係る部分に限る。）、第三十二号、第三十四号、第三十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十六号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十三号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○山村振興法施行規則

(昭和四十年十月二十六日総理府令第四十五号)

最終改正：平成二七年三月三十一日総務省・農林水産省・国土交通省令第一号

(区域)

第一条 山村振興法施行令(昭和四十年政令第三百三十一号。以下「令」という。)第一条の主務省令で定める区域は、次の各号に定める区域とする。

- 一 昭和二十五年二月二日から昭和三十五年二月一日までに市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、当該廃置分合若しくは境界変更に係る区域又は境界変更に係る区域を除いた当該市町村の区域(以下「分割後の区域」という。)。ただし、分割後の区域に係る総土地面積が当該分割後の区域が昭和二十五年二月一日に属していた同日における市町村の区域に係る総土地面積の百分の二十未満であるときは、当該分割後の区域と当該分割後の区域が旧農林業センサス規則(昭和三十四年農林省令第三十六号)に基づく林業調査(以下「林業調査」という。)の結果において併合された同日における市町村の区域とを合した区域とする。
- 二 昭和三十五年二月一日後に市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、昭和二十五年二月一日における市町村の区域。ただし、前号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する区域とする。

(旧市町村)

第二条 令第一条第一号の主務省令で定める旧市町村は、次のとおりとする。

山形県西置賜郡津川村
長野県下伊那郡木沢村
岐阜県可児郡姫治村
熊本県上益城郡河原村一 区域

(人数の算定方法)

第三条 令第一条第一号の主務省令で定める方法は、林業調査の方法に準じて主務大臣が定める方法とする。

(産業振興施策促進事項に関する山村振興計画の記載事項)

第四条 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号。以下「法」という。)第八条第五項第二号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 産業振興施策促進事項の目標の達成状況に係る評価に関する事項
- 二 産業振興施策促進区域における産業の振興を促進する上での課題
- 三 関係都道府県、関係市町村、関係団体、民間事業者その他の者との適切な役割分担及び連携に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、産業振興施策促進区域における産業の振興のための施策を促進するために必要な事項

（産業振興施策促進事項についての同意を要する協議）

第五条 法第八条第七項の規定により産業振興施策促進事項について主務大臣に協議し、その同意を得ようとする振興山村市町村は、協議書に次に掲げる図書を添えて、これらを主務大臣に提出するものとする。

- 一 産業振興施策促進区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び産業振興施策促進区域を表示した付近見取図
- 二 産業振興施策促進事項の工程表及びその内容を説明した文書
- 三 法第八条第六項第二号に掲げる事項を記載している場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び実施主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類
- 四 法第八条第八項に規定する同意を得たことを証する書面
- 五 前各号に掲げるもののほか、主務大臣が必要と認める事項を記載した書類

2 協議書に法第八条第六項第二号に掲げる事項を記載している場合には、前項各号に掲げるもののほか、補助金等交付財産の所在を表示した図面を添付するよう努めるものとする。

（協議を要しない山村振興計画の変更）

第六条 法第八条の三第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
 - 二 産業の振興のための施策の促進に係る期間の六月以内の変更
 - 三 産業振興施策促進事項に係る変更であって、次項第三号に掲げるもの
- 2 法第八条の三第三項の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
 - 二 産業の振興のための施策の促進に係る期間の六月以内の変更
 - 三 前二号に掲げるもののほか、産業振興施策促進事項の実施に支障がないと主務大臣が認める変更

（産業振興施策促進事項の変更についての同意を要する協議）

第七条 法第八条の三第三項の規定により産業振興施策促進事項の変更について主務大臣に協議し、その同意を得ようとする振興山村市町村は、協議書に第五条第一項各号に掲げる図書のうち当該産業振興施策促進事項の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを主務大臣に提出するものとする。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

○山村振興法第十七条の農林漁業の経営改善又は振興のための計画に関する省令
(昭和五十年農林省令第二十三号)

最終改正：平成二十年九月三十日農林水産省令第六十号

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十三条の規定に基づき、及び同条の規定を実施するため、山村振興法第十三条の農林漁業経営改善計画に関する省令を次のように定める。

（経営改善計画の記載事項）

第一条 山村振興法（以下「法」という。）第十七条の農林漁業の経営改善のための計画（以下「経営改善計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 農林漁業経営の状況
- 二 資産及び負債の状況
- 三 収入及び支出の状況
- 四 当該振興山村の自然的経済的条件に適応する経営条件に応ずる農林漁業経営の確立を図るために必要な改善措置
- 五 前号の改善措置に必要な資金で株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第五の第五号に掲げる資金に該当するもの（以下「経営改善資金」という。）の額並びにその貸付けを受けた場合における貸付金の使用計画及び償還計画
- 六 第四号の改善措置に必要な資金で経営改善資金以外のものの額及び調達方法
- 七 経営改善資金以外の資金の貸付けを受けている場合は、その貸付金の償還計画

（振興計画の記載事項）

第二条 法第十七条の農林漁業の振興のための計画（以下「振興計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業の状況
- 二 資産及び負債の状況
- 三 収入及び支出の状況
- 四 当該振興山村の自然的経済的条件に応ずる農林漁業の振興を図るために必要な措置
- 五 前号の措置に必要な資金で株式会社日本政策金融公庫法別表第五の第五号に掲げる資金に該当するもの（以下「振興資金」という。）の額並びにその貸付けを受けた場合における貸付金の使用計画及び償還計画
- 六 第四号の措置に必要な資金で振興資金以外のものの額及び調達方法
- 七 振興資金以外の資金の貸付けを受けている場合は、その貸付金の償還計画

(認定の基準)

第三条 法第十七条の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 経営改善計画に記載された第一条第四号の改善措置が当該振興山村の自然的経済的条件に適応する経営条件に応ずる農林漁業経営の確立を図るために必要かつ適当なものであること又は振興計画に記載された前条第四号の措置が当該振興山村の自然的経済的条件に応ずる農林漁業の振興を図るために必要かつ適当なものであること。
- 二 経営改善計画又は振興計画が適正に作成されており、かつ、当該経営改善計画又は当該振興計画を作成した者がこれを達成する見込みが確実であること。
- 三 経営改善計画又は振興計画を作成した者が当該経営改善計画又は当該振興計画を達成するためには、経営改善資金又は振興資金の貸付けを受けることが必要であつて他に適当な方法がないこと。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。